

平成24年第16回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

1 開催日時

平成24年9月20日（木）10時00分から11時35分まで

2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

3 出席委員

住吉徳彦、久留百合子、二子石竜子、清家渉、久保田誠二、杉光誠（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 荒巻俊彦、理事 大賀龍夫、総務部長 西牟田龍治、
教育企画部長 城戸秀明、教育振興部長 川添弘人、総務課長 吉田法稔、
財務課長 加唐司、文化財保護課長 伊崎俊秋、企画調整課長 大場茂嘉、
社会教育課長 中藪宏、教職員課長 辰田一郎、施設課長 釘丸義和、
高校教育課長 千々岩良英、義務教育課長 家宇治正幸、
人権・同和教育課長 小川節、体育スポーツ健康課長 原田靖

6 会議

10時00分、住吉委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

本日は非公開案件なく、公開と決定された。

（1）議事

- ・第23号議案 福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について

大場企画調整課長から、県立高等学校入学定員の変更に伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、これについては全員異議なく、第23号議案は原案どおり可決された。

- ・第24号議案 平成24年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（平成23年度対象）

について

大場企画調整課長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、「平成24年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（平成23年度対象）」を実施する旨の説明があった。

次いで審議が行われ、久留委員から、この評価結果が教育施策にどのように反映されるかについて質問があった。

これに対し、大場企画調整課長から、年度当初から各課においてこの評価に係る作業を進めており、この評価結果を勘案しそれぞれの教育施策への反映を図っている旨の説明があった。

また、二子石委員から、この評価結果を通じて県民に対し本県教育委員会の活動をより分かりやすく周知する意識を持つとともに、本県教育委員会においては、この結果を有効に活用し効果的な教育施策の実施に努めてほしい旨の意見があった。また、要点を記載した概要版の作成のほか、重点的な事項に特化したものの作成についても検討してほしい旨の意見があった。

住吉委員長から、第24号議案について他の意見の有無を問い、全員異議なく、第24号議案は原案どおり可決された。

- ・第25号議案 へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

辰田教職員課長から、みやこ町立伊良原小学校が平成24年10月1日をもって所在地を変更することにより、規定の整備を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、これについては全員異議なく、第25号議案は原案どおり可決された。

(2) 報告

- ・生徒指導上の諸問題の現状について

文部科学省が学校を対象に実施した「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の平成23年度分の結果が公表されたことに伴い、家宇治義務教育課長から公立小・中学校の生徒指導上の諸問題の現状について、また、千々岩高校教育課長から県立高等学校の生徒指導上の諸問題の現状について、それぞれ説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員から、いじめ問題に対する取組について質問があった。

これに対し、家宇治義務教育課長から、各教育事務所にスクールカウ

ンセラーを配置しており、子どもが良い人間関係を築いていくことができる研究や学校に対する指導・助言を行うなど、いじめ問題に対する様々な取組を図っている旨の説明があった。

また、久留委員から、いじめに対して、加害者側に当事者としての認識が無いこと、人間関係のつくり方や行動規範に問題があることなどから、いじめを生まない教育活動に対する取組が重要と考えている旨の意見があった。

これに対し、家宇治義務教育課長から、いじめ発見後の対応のほか、思いやりや命を大切に作る心、人間関係を築く力などを育むことにより、いじめを未然に防ぐ取組を図ること、また、子どもたちの行動を注視し、いじめに発展していくことを教職員や学校・家庭・地域が連携し見逃さないことが重要である旨の説明があった。

また、二子石委員から、いじめに対する「認知」の定義について質問があった。

これに対し、家宇治義務教育課長から、「児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」を、いじめとして「認知」するものと定義しており、この観点から学校において判断している旨の説明があった。

また、二子石委員から、いじめに対する「認知」や「解決」に当たっては、教職員がそれぞれの事象を適切に判断する能力の向上が求められる旨の意見があり、続けて各県のいじめの認知件数について、幅広い状況にある原因について質問があった。

これに対し、家宇治義務教育課長から、各県のいじめの認知件数については、県によって、市町村教育委員会等を通じて取りまとめたり、県教育委員会が直接学校に対してアンケートを実施したりするなど、アンケートの方法が異なることから、認知件数が幅広い状況にある旨の説明があった。また、小学校においては、いじめについて児童自身が教員などに直接相談することが困難な場合もあり、多くの学校において、定期的に各学級から、気になる子どもの存在など、様々な事象について持ち寄り、検証した上で対処している旨の説明があった。

また、千々岩高校教育課長から、県立高等学校におけるいじめの認知に当たっては、生徒自身からいじめがあったという訴えがあれば、その認識に立ち事実確認を行うなど、生徒の主張や立場を守る前提に基づいて認知している旨の説明があった。

また、久保田委員から、他県との比較及び意見交換の実施状況について質問があった。

これに対し、家宇治義務教育課長から、各都道府県の担当職員が参加

する研修会等を通じて、情報収集を図っている旨の説明があった。

また、久留委員から、学力・体力といじめの発生との相関関係について質問があった。

これに対し、家宇治義務教育課長から、これらの相関関係については、調査研究していないことから不明であるが、いじめの認知件数をもって、学力・体力に問題があると関連づけてはいない旨の説明があった。

また、久留委員から、小学校における不登校の割合が高い理由について質問があった。

これに対し、家宇治義務教育課長から、不登校の原因は、無気力や学校内での人間関係を原因とするもののほか、家庭の生活環境の急激な変化や家庭内の不和など、家庭環境に起因する割合が高くなってきている傾向である旨の説明があった。

また、住吉委員長から、対人暴力の発生件数の増加について質問があった。

これに対し、家宇治義務教育課長から、対人暴力については、学校の枠を超えて、成人を対象とする暴力を起こすなど、少年非行の問題と関係が深いことから、警察と連携しながら対応していく旨の説明があった。

また、住吉委員長から、いじめの対応に関する学校・教員の評価については、いじめの発見や対応に対する成果を評価するなど、色々な評価方法があってもよい旨の意見があった。また、高等学校の中途退学者については、退学後に定時制・通信制高等学校などへの進路変更を行い、学校に復帰をしている者もいることから、中途退学者の追跡調査により退学後の状況を把握するなど、きめ細かな対応に取り組んでもらいたい旨の意見があった。最後に、これらの諸問題に関しては、学校のみならず、家庭・地域や知事部局など、多くの関係者との連携が必要であることから、いかに連携し効果的に諸問題の解決を図っていくかなど、今後の課題として積極的に取り組んでほしい旨の意見があった。

・ 条例の提案に対する意見の申出について

原田体育スポーツ健康課長から、スポーツ振興法の全部改正により、スポーツ基本法が制定されたことを踏まえ、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、福岡県スポーツ推進審議会を設置する必要があることから、所掌事務、組織規定並びに庶務について定める「福岡県スポーツ振興審議会条例の全部を改正する条例」の9月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、これについては全員異議なく承認された。

住吉委員長から、他の意見の有無を問い、これについては全員異議なく承認された。

住吉委員長が閉会を宣言し、11時35分閉会した。